

愛知県介護人材育成事業所認証評価事業

認証の評価項目及び認証基準

	評価項目	認証基準
1 の 育新 成規 体採 制用 者	①新規採用者育成計画(OJTを含む)の策定	・情報公表制度における評価を対象とする研修計画がある
	②新規採用者研修(合同、派遣含む)の実施	・情報公表制度における評価を対象とする研修の実施記録
	③OJT指導者に対する研修等の実施	・OJT指導者又はプリセプター ・OJT指導者やプリセプターに
2 キ ャ リ ア パ ス と 人 材 育 成	①資質向上目標及び具体的計画の策定	・介護職員処遇改善加算の基 いる ※ 介護職員処遇改善 1
	②資質向上計画に係る研修の実施又は研修機会の確保	
	③能力評価の実施又は資格取得のための支援の実施 (受験対策講座の開催、受講料の負担、受験手数料の負担など)	
	④人材育成を目的とした意見交換(面談)の実施	
	⑤給与体系又は給与表の導入及び職員への周知	
3 職 場 環 境	①休暇取得・労働時間縮減のための取組の実施 (休暇の計画取得促進、リフレッシュ休暇、誕生日休暇など)	・取組推進のための検討会議 ・取組の実施及び全職員への
	②出産後復帰に関する取組の実施 (育児休業中のコミュニケーション、職場復帰プログラム、施設内保育所の設置、再雇用制度など)	・取組の実施及び全職員への
	③育児、介護を両立できる取組の実施 (柔軟な勤務制度、学校行事参加のための特別休暇制度、女性が働きやすい取り組みなど)	・取組の実施及び全職員への
	④健康管理に関する取組の実施 (相談体制の整備、夜勤ガイドラインなど)	・健康管理、増進に関する検討 ・取組の実施及び全職員への
4	①情報公表調査の任意の受審	・1年以内の情報公表調査を実施

社会貢献等	②地域との交流 (イベントへの地域住民の招待、実習やインターンシップ受入ガイドラインの作成、ボランティアの受入など)	・情報公表制度における評価 行っている」に関する3項目の
	③関係法令の遵守	・過去5年間指導監査においてない ・情報公表制度における評価 法令等の周知等」に関する2項目

※「2 キャリアパスと人材育成」の認証基準で、介護職員処遇改善加算Ⅰを算定されることは、評価項目①から⑤をそれぞれ満たす必要があります。

(別紙)

(全て必須)

項目「全ての「新任」の従業者
」をクリアしている

項目「全ての「新任」の従業者
がある」をクリアしている

-の設置及び全職員への公表
に対する研修の実施

・ヤリアパス要件 IIを満たして

・**追加算 I を算定している**

・ヤリアパス要件 I 、IIIを満た

会議の開催
)周知

)周知

)周知

討会議の開催
)周知

受審し、一定レベル以上である

項目「地域との連携、交流等を
うちいづれかをクリアしている

て勧告又は行政処分を受けて

項目「従業者に対する倫理、
項目のいずれもクリアしている

ない事業所にあって